

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第284回 垂直的独占協定に関する新セーフハーバールール

2022年6月に中国の『独占禁止法』が改正された際、垂直的独占協定（事業者が取引先と結ぶ協定をいう。）が例外的に禁止適用除外となるセーフハーバールールが含まれていたものの、その具体的な適用基準や要件については明確でなかった。2025年12月の中国国家市場監督管理総局（以下「SAMR」という。）による『独占協定禁止規定』（以下「本規定」という。）の改正では、垂直的独占協定の禁止適用除外に関する具体的な運用ルールが盛り込まれた。通常、日系企業がディーラーなどと取引する場合、契約上の約定やその他措置によって相手方の取引行為をある程度制限したいと考えるが、新たなルールの適用は、こうした制限措置の設定に大きな影響を与えるものとなっているため、今回はこの新ルールのポイントについて解説する。

◇外資系企業が垂直的独占協定を通報された事例

現地外資系企業A社は、中国国内の複数の販売代理店と販売代理契約を締結し、中国国内でその製品を販売している。ある販売代理店2店舗の販売実績が長期にわたり満足できないものであったことから、A社は当該販売代理店2店舗と次年度の販売代理契約を更新しないことを決定した。これに強く不満を持った当該販売代理店2店舗は、A社がこの2店舗と締結した販売代理契約の付属文書である製品小売価格表で販売代理店の対外販売製品の最低価格が制限されていることを理由に、当該販売代理契約は垂直的独占協定にあたるとし、現地市場監督管理部門（以下「AMR」という。）に通報した。

通報が受理された後、A社は調査を行い、AMRに以下の通り説明した。

- （1）当該製品の小売価格表は推奨価格であり、強制力を持たないため、販売代理店が当該価格表を下回る価格で販売しても契約違反やその他の法的責任が生じることはない。
 - （2）ほとんどの地域の販売代理店において、当該価格表を下回る価格で販売した実際の成約例がある。
- 最終的にA社の説明理由はAMRにより採用され、行政処罰は下されなかった。

◇新ルールのポイントと留意点

1、垂直的独占協定を禁止しない状況は以下二つの状況に区分され、関連する認定基準も異なる。

- （1）事業者と取引先が合意した第三者への転売商品の価格を固定する、若しくは第三者への転売商品の最低価格を制限する独占協定は、以下の条件を満たさなければならない。

▼事業者、取引先それぞれの関連市場における各年度の市場シェアがいずれも5%を下回る。

▼事業者と取引先が合意した協定に係る商品の各年度の売上高がいずれも1億元を下回る。

- （2）事業者と取引先が締結したその他の独占協定は、協定期間中において事業者、取引先それぞれの関連市場の各年度の市場シェアがいずれも15%を下回るという条件を満たさなければならない。

加えて、以下についても留意しなければならない。

- （1）独占協定には、書面による契約書や協議書だけでなく、口頭での合意や決定またはその他実質的に合意した協同の行為も含まれる。
- （2）取引先が複数ある場合、同一関連市場における市場シェア 協定に関わる商品の売上高を併せて計算する。

2、また、事業者が上述の適用除外状況があることを主張する場合、SAMR若しくはAMRに申請を提出すると共に、以下の資料を提供しなければならない。

- (1) 事業者と取引先との間で締結・施行する協定に関連する状況。
- (2) 事業者と取引先のそれぞれの持分構造及び支配権関係、関連市場における経営状況。
- (3) 事業者と取引先との協定期間中の各年度におけるそれぞれの関連市場での市場シェア及び協定に関わる商品の売上高、及び計算根拠。
- (4) その他の証明資料。

3、SAMR若しくはAMRの審査により適用除外ルールの基準に合致すると認められた場合、独占禁止として立件はされず、すでに立件していた場合は調査終了となる。ただし、当該協定に競争を排除・制限する効果があることが証明された場合は、当該新ルールは適用されない。

◇日系企業へのアドバイス

本規定における新ルールの実施は、日系企業が取引相手に対して合法的な制限措置を講じる上では好材料となるが、適用除外ルールには厳格な要件があり、事業者には十分な証拠を挙げての立証が求められるため、実務上で適用を受けるには専門的な面でハードルが高いことから、専門家のサポートを得て慎重に対応する必要がある。

徳福科技、欧州銅箔大手買収を中止＝江西省

中国紙の毎日経済新聞（電子版）などによると、深セン証券取引所の新興企業向け市場「創業板」に上場する電解銅箔（どうはく）メーカー九江徳福科技（江西省九江市）は11日、欧州の同業大手サーキットフォイル・ルクセンブルク（CFL）の買収計画を中止したと発表した。

徳福科技は昨年7月にCFLの全株式を1億7400万ユーロ（約320億円）で譲り受けることで株主らと合意したが、ルクセンブルク政府はこの買収に対し、国家安全保障上の懸念から条件を設定。徳福科技は条件をクリアできないとし、今回の買収計画を撤回することになった。

徳福科技はリチウムイオン電池向け銅箔が主力だが、CFLの買収を通じ、人工知能（AI）サーバーや5G基地局向け高性能銅箔を増強する計画だった。徳福科技はまた、同業の安徽慧儒科技（安徽省）の買収をめぐる関係者らと協議を進めている。買収額などは今後詰めるが、慧儒科技の株式を少なくとも51%取得し、傘下に収める考えだ。（上海時事）

《北京・華北・東北》

北京汽車の25年販売台数、5.6%増の175万台

中国国有自動車大手の北京汽車集団（北汽集団、北京市）が12日に発表した2025年通期決算によると、年間完成車販売台数は前年比5.6%増の175万2000台となった。国内自動車市場で競争が激化する中、自主ブランドの躍進と海外輸出拡大が全体の成長を支えた。中国メディアの北京商報が12日に伝えた。

昨年の販売台数のうち、自主ブランドは107万台で全体の61%を占めた。特に電気自動車（EV）ブランドの「極狐（アークフォックス）」は前年の2倍となる16万3000台を記録し、2年連続の倍増となった。中国情報通信機器大手の華為技術（ファーウェイ）との共同ブランド「享界」は、30万～50万元（約680万～1130億円）の中高価格帯電動セダン市場で首位を堅持した。